



島根県報

平成27年 1月13日 (火)

第 2,664 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

| | | |
|--|-------------------|---|
| 換地計画書の縦覧 | (農 村 整 備 課) | 2 |
| 地域森林計画の樹立 | (森 林 整 備 課) | 2 |
| 地域森林計画の変更 | (") | 2 |
| 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 | (中 小 企 業 課) | 3 |
| 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 | (") | 4 |

【特定調達公告】

| | | |
|------------------------------------|-------------|---|
| 島根県第2オープン基盤構築運用保守業務の調達に係る随意契約の相手方等 | (情 報 政 策 課) | 5 |
|------------------------------------|-------------|---|

【選管告示】

| | | |
|----------------------------|--|---|
| 漁業法に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | | 6 |
|----------------------------|--|---|

告 示**島根県告示第13号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年 1月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 換地計画に係る地区 | 縦覧に供する書類の名称 | 縦覧の期間 | 縦覧の場所 |
|-------------|-------------|------------|-------|
| 益田地区（内田中工区） | 換地計画書の写し | 告示の日から21日間 | 益田市役所 |

島根県告示第14号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画を樹立したので、同法第6条第6項の規定により公表し、関係書類を縦覧に供する。

平成27年 1月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 森林計画区の名称 | 縦覧に供する関係書類の名称 | 縦 覧 場 所 |
|---|-----------------------|--|
| 江の川下流森林計画区 （大田市、川本町、美郷町、邑南町、浜田市、江津市） | 江の川下流地域森林計画書 森林計画図 | 島根県農林水産部森林整備課 島根県西部農林振興センター 島根県西部農林振興センター県央事務所 |

島根県告示第15号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により公表し、関係書類を縦覧に供する。

平成27年 1月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 森林計画区の名称 | 縦覧に供する関係書類の名称 | 縦 覧 期 間 |
|--|---------------------|--|
| 斐伊川森林計画区 （松江市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、出雲市） | 斐伊川地域森林計画書 森林計画図 | 島根県農林水産部森林整備課 島根県東部農林振興センター 島根県東部農林振興センター雲南事務所 島根県東部農林振興センター出雲事務所 |
| 高津川森林計画区 （益田市、津和野町、吉賀町） | 高津川地域森林計画書 森林計画図 | 島根県農林水産部森林整備課 島根県西部農林振興センター益田事務所 |
| 隠岐森林計画区 （隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村） | 隠岐地域森林計画書 森林計画図 | 島根県農林水産部森林整備課 島根県隠岐支庁農林局 |

島根県告示第16号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成27年1月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンテラス株式会社 島根県隠岐郡隠岐の島町城北町376番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

サンテラス株式会社 代表取締役 金田 洋二郎 島根県隠岐郡隠岐の島町城北町376番地

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) サンテラス株式会社 代表取締役 金田 吉弘 島根県隠岐郡西郷町大字城北町376番地

(変更後) サンテラス株式会社 代表取締役 金田 洋二郎 島根県隠岐郡隠岐の島町城北町376番地

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

(変更前)

| 小売業者 | 住 所 | 代表者名 | 備考 |
|------------|--------------------------|-------|---------------|
| サンテラス (株) | 島根県隠岐郡西郷町大字城北町376番地 | 金田 吉弘 | |
| 安部 千恵 | 島根県隠岐郡西郷町大字中町目貫の三57番地 1 | | 平成23年7月10日退店 |
| 酒井 良子 | 島根県隠岐郡西郷町大字西町字吉田の二16番地 1 | | |
| 上杉 泰一郎 | 島根県隠岐郡西郷町大字栄町99番地の 2 | | 平成15年11月12日退店 |
| (株) ヤマダヤ | 島根県隠岐郡西郷町大字平431番地 1 | 新宮 貴司 | 平成14年11月12日退店 |
| (有) ボングループ | 島根県隠岐郡西郷町大字栄町400番地 | 梶村 良夫 | 平成15年11月12日退店 |
| 西尾 健 | 島根県隠岐郡西郷町大字栄町299番地 | | |
| 松野 道也 | 島根県隠岐郡布施村大字卯敷字中里 1 番地 1 | | 平成15年4月1日退店 |
| (有) 西郷酒販 | 島根県隠岐郡西郷町大字西町字屋八尾の三46番地 | 藤村 一男 | 平成21年10月31日退店 |

(変更後)

| 小売業者 | 住 所 | 代表者名 | 備考 |
|-----------|--------------------------|--------|-----------------|
| サンテラス (株) | 島根県隠岐郡隠岐の島町城北町376番地 | 金田 洋二郎 | 平成22年1月20日代表者変更 |
| 酒井 一昌 | 島根県隠岐郡隠岐の島町西町吉田の二16番地 1 | | 平成23年8月19日代表者変更 |
| 西尾 健 | 島根県隠岐郡隠岐の島町栄町299番地 | | |
| (有) ウェーブ | 島根県隠岐郡隠岐の島町西町八尾の一 3 番地 2 | 小田 和夫 | 平成26年6月6日入店 |
| (株) ベスト電器 | 福岡県福岡市博多区千代六丁目 2 番33号 | 小野 浩司 | 平成26年9月27日入店 |

(4) 変更の年月日

(3)ア：平成22年1月20日

(3)イ：上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

平成26年12月24日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

隠岐の島町定住対策課（隠岐郡隠岐の島町城北町1番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第17号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成27年1月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンテラス株式会社 島根県隠岐郡隠岐の島町城北町376番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

サンテラス株式会社 代表取締役 金田 洋二郎 島根県隠岐郡隠岐の島町城北町376番地

株式会社ベスト電器 代表取締役 小野 浩司 福岡県福岡市博多区千代六丁目2番33号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）3,974.83平方メートル

（変更後）4,891平方メートル

イ 駐車場の位置及び収容台数

（変更前）280台（サンテラス棟北側及び南側）

（変更後）196台（サンテラス棟南側）

ウ 駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）103台（サンテラス棟南側）

（変更後）111台（サンテラス棟南側及びベスト電器棟東側）

エ 荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）49.7平方メートル（サンテラス棟南西側）

（変更後）69.9平方メートル（サンテラス棟南西側及びベスト電器棟北西側）

- オ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(変更前) 58.19平方メートル (サンテラス棟西側)
(変更後) 68.37平方メートル (サンテラス棟西側及びベスト電器棟北側)
- カ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 1箇所 (敷地東側)
(変更後) 2箇所 (敷地東側及び西側)

(4) 変更する年月日

平成27年 8月25日

2 届出年月日

平成26年12月24日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

隠岐の島町定住対策課 (隠岐郡隠岐の島町城北町1番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則 (平成7年島根県規則第83号) 第9条の規定により公告する。

平成27年 1月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

島根県第2オープン基盤構築運用保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県地域振興部情報政策課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成26年11月28日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国 代表取締役社長 西村 和浩 広島県広島市南区比治山本町11番20号

5 随意契約に係る契約金額

227,908,560円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりである。

平成27年1月13日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根海区

1,007

隠岐海区

347